

第3章

国際的な安全保障環境の改善

第1節 国際平和協力活動への取組

第2節 安全保障対話・防衛交流の推進

第3節 軍備管理・軍縮・不拡散への取組



イラクにおいて活動する自衛隊



金韓珠韓国国防部長官と久間防衛大臣



イラクにおいて医療支援を行う自衛官



インド洋上で米国艦艇に補給活動を行う海自艦艇

第1節 国際平和協力活動への取組

今日の国際社会は、国際テロ、大量破壊兵器などの拡散、複雑で多様な地域紛争、国際犯罪といった地球規模の問題に直面している。また、グローバル化により、わが国から遠く離れた地域で発生した事態であっても、わが国にその脅威や影響が及びうることが懸念されるようになった。

グローバルな脅威への対応は、一国のみでの解決が困難であり、また、軍事面のみならず、さまざまな分野でのアプローチが必要であり、国際社会が一致、協力して取り組むことが必要であると認識されている。

防衛大綱では、国際社会の取組を踏まえ「国際的な安全保障環境を改善し、わが国に脅威が及ばないようにすること」を、わが国の防衛とともに、安全保障の目標として掲げている。これを受け、わが国は政府開発援助（ODA）の活用を含めた外交努力を推進するとともに、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動（以下「国際平和協力活動」という。）に主体的かつ積極的に取り組むとしている。

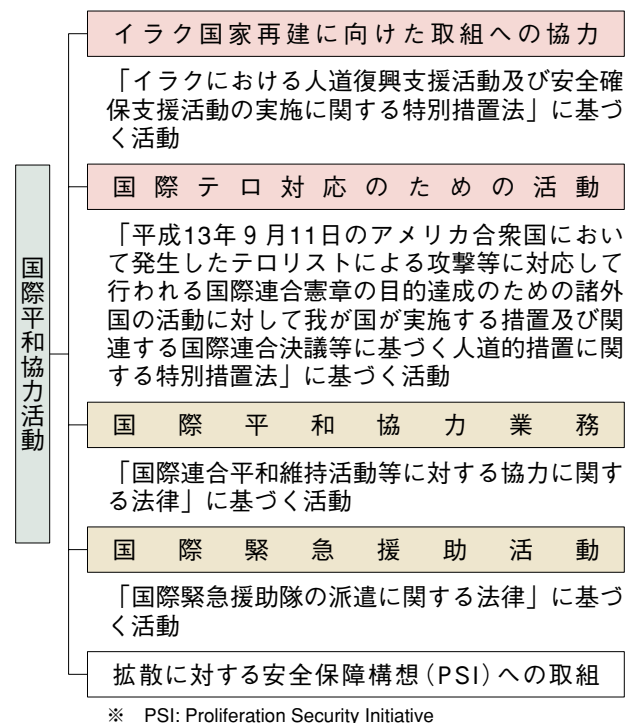
また、今般、本年1月の省移行にあわせて、自衛隊の任務の位置付けが見直され、国際平和協力活動は自衛隊の本来任務として位置付けられることとなった。

参照 > Ⅱ部3章2節（P142、152）

本節では、防衛大綱を踏まえた今後の防衛省・自衛隊における国際平和協力活動への取組とその内容について説明する。

（図表Ⅲ-3-1-1 参照）

図表Ⅲ-3-1-1 自衛隊が活動を行った国際平和協力活動



凡例： は限時法、 は恒久法に基づく活動を示す。



イラクにおいて物資を積載中の空自C-130H

1 国際平和協力活動への主体的・積極的な取組

1 わが国の国際平和協力活動への取組の変遷

湾岸戦争は、わが国による軍事面での国際協力の必要性について認識させる大きな転換点となる出来事であった。湾岸戦争後の91（平成3）年、わが国の船舶の航行の安全を確保するため、海自の掃海部隊がペルシャ湾に派遣された。これは、被災国の復興という平和的、人道

的な目的を有する人的な国際貢献策の一つとしての意義を有していた。また、翌92（同4）年には、国際平和協力法¹が制定され、同年9月、初の国連平和維持活動として、陸自施設部隊がカンボジアに派遣された。以来、防衛省・自衛隊は、様々な国際平和協力活動などに参加し、国際的な安全保障環境の改善に取り組んでいる。

01（同13）年の9.11米国同時多発テロ以降は、テロ対

図表Ⅲ-3-1-2 国際平和協力活動関連法の総括的な比較

項目	国際平和協力法	テロ対策特措法	イラク人道復興支援特措法
目的	○ 国際連合を中心とした国際平和のための努力への積極的な寄与	○ 国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組への積極的・主体的な寄与 ○ 我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資すること	○ 国家の速やかなる再建に向けたイラク国民による自主的な努力を支援し、促進しようとする国際社会の取組への主体的・積極的な寄与 ○ イラク国家の再建を通じて、我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資すること
自衛隊法の規定	○ 84条の4（6章）に規定	○ 自衛隊法附則に規定	○ 自衛隊法附則に規定
主要な活動	○ 国連平和維持活動 ○ 人道的な国際救援活動 ○ 国際的な選挙監視活動 ○ 上記活動のための物資協力	○ 協力支援活動 ○ 捜索救助活動 ○ 被災民救援活動	○ 人道復興支援活動 ○ 安全確保支援活動
活動地域	○ 我が国以外の領域（公海を含む。） （紛争当事者間の停戦合意及び受け入れ国の同意が必要）	○ 我が国領域 ○ 公海及びその上空（注1） ○ 外国の領域（当該外国の同意が必要）（注1）	○ 我が国領域 ○ 外国の領域（当該外国及びイラクにおいては施政を行う機関の同意が必要）（注1） ○ 公海及びその上空（注1）
国会承認	○ 自衛隊による平和維持隊本体業務の実施について、原則として、事前に国会付議（注2）	○ 自衛隊による対応措置について、その開始した日から20日以内に国会付議（注2）	○ 自衛隊による対応措置について、その開始した日から20日以内に国会付議（注2）
国会報告	○ 実施計画の内容などについて、遅滞なく報告	○ 基本計画の内容などについて、遅滞なく報告	

(注) 1 現に戦闘が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われないと認められる地域に限る。
2 国会が開会中などの場合は、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。

1) 正式名称は「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）」
<http://www.pko.go.jp/PKO_J/relatedbill/index.html>参照

策特措法²を制定し、これに基づき、インド洋などで協力支援活動などを継続しているほか、03（同15）年にはイラク人道復興支援特措法³を制定し、イラク復興の支援を行っている。

（図表Ⅲ-3-1-2 参照）

2 国際平和協力活動の位置付けの見直し

自衛隊は、これまでにさまざまな国際平和協力活動に参加し、着実に経験と業績を積み上げてきており、これらの活動に対する国内外の期待と評価が高まっている。また、新たな安全保障環境においては、国際社会の平和と安定がわが国の平和と安定に結びついていると認識している。

このような認識の下、従来に増して自衛隊が国際平和協力活動に主体的・積極的に取り組むためには、各種体制の整備を進める必要があり、今般の本来任務化もこうした必要な体制整備の一環として行われたものである⁴。

これにより、わが国の国際社会の平和と安定に取り組む姿勢を強く国内外に発信するとともに、長期にわたって国や家族と離れ、厳しく困難な環境と緊張の中で任務を遂行している自衛隊員が、一層の誇りと自覚をもって、職務に専念することができる枠組みが整備されることとなった。

参照 > Ⅱ部3章2節（P142、152）

3 国際平和協力活動に適切に取り組むための体制整備

防衛大綱では、国際平和協力活動に適切に取り組むため、教育訓練体制、所要の部隊の待機態勢、輸送能力などを整備し、迅速に部隊を派遣し、継続的に活動するための各種基盤を確立することとしている。

本年3月、陸自に中央即応集団を新編し、その隷下部

隊として国際活動教育隊を新編した。この部隊は、国際平和協力活動に必要な教育を平素から行い、基幹となる要員を育成するほか、国際平和協力活動に係る訓練の支援や研究などを行うこととしている。

また、ローテーションにより派遣部隊要員を差し出すこととなる方面隊等を指定するほか、引き続き国際平和協力活動に資する装備品や、輸送能力を有する航空機や艦船などを整備し、国際平和協力活動をより効果的に行う態勢を構築する。

さらに、中央即応集団隷下に、本年度末に中央即応連隊（仮称）を新編する予定であり、この部隊の新編により、国内における緊急事態に迅速かつ適切に対応する能力が強化されるほか、中央即応連隊（仮称）は、国際平和協力活動への派遣決定後、速やかに派遣予定地において先遣隊として準備を行うことも想定しているため、国際平和協力活動のニーズに迅速かつ確に対応できる体制も強化されることになる。

4 派遣部隊の福利厚生やメンタルヘルスケア

国や家族から遠く離れ、困難な勤務環境下において任務を遂行することを求められる派遣隊員が、心身の健康を確保して任務を支障なく遂行できる態勢を整えることは、非常に重要である。

このため、防衛省・自衛隊は、国際平和協力活動などで海外に派遣される隊員が心身ともに、安んじて職務に専念しうるよう隊員と留守家族の精神的不安を緩和する各種施策を行っている。

例えば、派遣部隊の福利厚生施策として、隊員と留守家族の絆を維持するため、国際電話、テレビ電話、電子メールなどにより、派遣隊員と家族が直接会話などできる連絡手段の確保や、隊員及び留守家族双方に対するビデオレターの提供などを行っている。また、家族説明会

2) 正式名称は「平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置および関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法（平成13年法律第113号）」
<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/anpo/houan/tero/index.html>>参照

3) 正式名称は「イラクにおける人道復興支援活動および安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成15年法律第137号）」
<http://www.cas.go.jp/jp/hourei/houritu/iraq_h.html>参照

4) 昨年6月、公職選挙法が改正され、本年3月から、国際平和協力法やイラク人道復興支援特措法等に基づき、海外に派遣される自衛隊員が不在者投票を実施できるようになった。本年4月の統一地方選挙においては、第23次ゴラン高原派遣輸送隊（イスラエルおよびシリア）およびイラク復興支援派遣輸送航空隊（イラクおよびクウェート）の隊員など、延べ約340名が不在者投票を行った。

などを通じた情報提供や、家族支援センター・家族相談室などを設置し各種相談に応ずる態勢をとっている。

また、メンタルヘルスケアの施策も行っており、派遣前にストレスの軽減に必要な知識を与えるため、講習を行うとともに、現地では、カウンセリング教育を受けカウンセラーに指定された隊員を配置するなど、隊員の精

神面のケアに十分配慮している。加えて、派遣部隊に医官を配置するとともに、状況に応じて本国からの専門的知識を有する医官などの派遣や帰国治療をさせる態勢を整えている。

参照 > 4章1節 (P346)

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

国際活動教育隊

防衛大綱において、新たな防衛力のあり方として、国際平和協力活動に主体的かつ積極的に取り組むこととされ、また、本年1月には、国際平和協力活動が本来任務に位置付けられた。

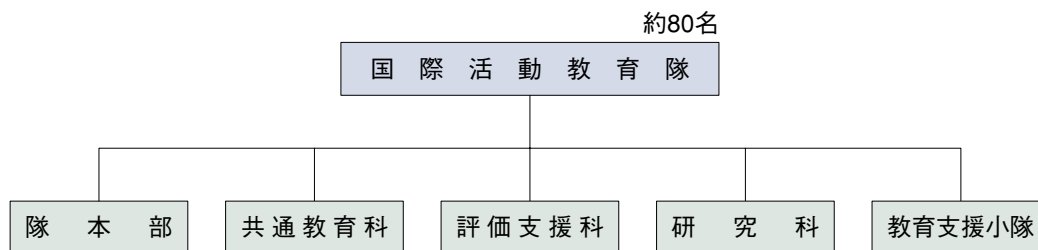
これらを踏まえ、国際平和協力活動を実施する上で必要な教育を平素から行う専門の部隊を保有することが必要であるとの考えの下、本年3月28日、陸自中央即応集団隷下に国際活動教育隊を新編した。

国際活動教育隊は、駒門駐屯地（御殿場市）に所在し、①全国の陸自国際平和協力活動派遣要員に対する教育、②陸自各方面隊が実施する国際平和協力活動のための練成訓練の支援、③国際平和協力活動の教育訓練に関する調査研究などを実施し、イラク人道復興支援活動などで得た教訓事項等を含め、陸上自衛隊が実施する国際平和協力活動について、幅広く教育を行うこととしている。

国際活動教育隊が新編されることで、平素から国際平和協力活動のための教育を行うことができるようになり、従来に比して、より迅速に、かつ継続して部隊を派遣できる体制が強化されることとなる。



駒門駐屯地において行われた国際活動教育隊編成完結式



2 イラク国家再建に向けた取組への協力

1 イラク国家再建に向けたわが国の取組の経緯と意義

イラクにおける主要な戦闘は終結し、国際社会は、03（平成15）年5月以降、安保理決議第1483号¹およびそれに引き続き安保理決議を採択し、イラクの復興支援に積極的に取り組んでいる。イラクの再建は、イラク国民や中東地域の平和と安定はもとより、わが国を含む国際社会の平和と安全の確保にとって極めて重要である。このためわが国は、同年7月に成立した、イラク人道復興支援特措法に基づき、03（同15）年12月以降、自衛隊の部隊を順次、現地に派遣し、政府開発援助（ODA）による支援と連携しながら、人道復興支援活動を行ってきている。



イラク人道復興支援群隊旗返還式において訓示を述べる小泉内閣総理大臣（当時）

また、これに支障を及ぼさない範囲で、諸外国が行うイラク国内の安全と安定を回復する活動の支援（安全確保支援活動）も行っている。

わが国の支援活動は、イラクをテロの温床とせず、平和で民主的な責任ある国家として復興することを支援するものであり、将来にわたるイラクとわが国の良好な絆

の礎となるものである。また、これは、中東地域全体の安定に寄与するのみならず、石油資源の9割近くをこの地域に依存しているわが国にとって、国家の繁栄と安定に直結する極めて重要なことでもある。

また、わが国がイラクにおいて人的貢献を行い、米国とともにイラクの復興のために活動することにより、日米両国はますます強固な信頼関係で結ばれることとなり、このような活動は、日米同盟の強化にも寄与している。

こうしたイラクの国家再建に向けたわが国の協力は、国際社会とイラク国民から高い評価を受けており、わが国に対する信頼の向上のみならず、日米の安全保障面での協力をさらに緊密かつ実効性あるものとする上で有意義である。

2 イラク人道復興支援特措法と基本計画の概要

(1) イラク人道復興支援特措法の概要

03（同15）年3月より安保理決議に基づいて国連加盟国がイラクに対して行った武力行使の結果を受けて、国際社会は、イラク国家の速やかな再建を図るため、イラクの国民による自主的な努力を支援・促進しようとする取組を行ってきた。

イラク人道復興支援特措法は、わが国がこのような国際社会の取組に主体的・積極的に寄与するため、安保理決議第1483号などを踏まえ、人道復興支援活動および安全確保支援活動を行うこととし、もってイラクの国家の再建を通じて、わが国を含む国際社会の平和および安全の確保に資することを目的としている。

また、この法律は、施行から4年で効力を失うが、必要がある場合、別に法律で定めるところにより、4年以内の期間を定めて効力を延長することが出来るとされた

1) 米英軍の占領軍としての特別な権限・義務を確認し、国際的に承認されたイラク国民による政府が設立されるまで、「当局」に領土の実効的な施政を通じてイラク国民の福祉を増進することを要請するとともに、イラク国民に対する人道上の支援、イラクの復興支援を行うこと、同国の安定と安全に貢献することを国連加盟国に要請している。

図表Ⅲ-3-1-3 イラク人道復興支援特措法における活動の内容

区分	活動の内容
人道復興支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ○医療 ○被災民の帰還の援助、食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布、被災民の収容施設の設置 ○被災民の生活又はイラクの復興を支援する上で必要な施設・設備の復旧・整備、自然環境の復旧 ○行政事務に関する助言又は指導 ○人道的精神に基づいて被災民を救援し若しくは被害を復旧するため、又はイラクの復興を支援するために実施する輸送、建設、補給など
安全確保支援活動	<ul style="list-style-type: none"> ○国連加盟国が行うイラク国内における安全及び安定を回復する活動を支援するためにわが国が実施する医療、輸送、補給など

(注) 1 は自衛隊が実施する(した)活動を示す。
 2 イラクで陸自派遣部隊が行っていた給水活動は、上記の人道復興支援活動の「補給」に含まれる。

図表Ⅲ-3-1-4 イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画の概要

実施事項		実施概要
人道復興支援活動	種類と内容	人道復興関連物資などの輸送
	区域の範囲	クウェートおよびイラク国内の飛行場施設(航空機)
	自衛隊の部隊などの規模及び構成並びに装備	<ul style="list-style-type: none"> ○輸送機その他の輸送に適した航空機8機以内とこれらの航空機の運行等に要する人員 ○安全確保に必要な数の拳銃、小銃及び機関拳銃など
	派遣期間	07(平成19)年7月31日までの間
安全確保支援活動		人道復興支援活動に支障をおよぼさない範囲の安全確保支援活動として、医療、輸送、保管、通信、建設、修理、整備、補給、消毒を実施することができる。

限時法であり、07(平成19)年7月31日でその期限が切れることから、政府は、イラクは今後数年間が国造りの鍵を握る重要な時期であり、イラクの復興支援に引き続き主体的に取り組む必要があると判断し、本年6月に09(同21)年7月31日まで法律の効力をさらに2年間延長する法律が国会で可決された。

(図表Ⅲ-3-1-3 参照)

(2) 基本計画の概要

基本計画は、イラク人道復興支援特措法に基づきわが国が行う対応措置に関する基本方針、活動の種類・内容、実施区域の範囲などを規定したものである。政府は、03(同15)年12月、国際社会の責任ある一員として、わが国にふさわしい活動を行っていくべきと判断し、基本計画を閣議決定した。

参照 > 資料47 (P433)

基本計画に示された派遣期間は当初1年間とされていたが、イラク情勢を踏まえ、わが国の主体的判断として

派遣期間の延長、陸自部隊の撤収や空自の国連支援任務などについて計7度にわたり基本計画の変更を行った。

昨年12月の基本計画の変更においては、派遣期間が本年7月31日まで延長されたほか、クウェートにおいて陸自部隊の撤収に伴う後送業務を実施していた後送業務隊(昨年9月9日帰国)に関する記述が削除された。

また、本年7月31日に、基本計画に示された派遣期間の期限を迎えることから、8度目となる基本計画の変更を予定している。

(図表Ⅲ-3-1-4 参照)

3 自衛隊の活動

自衛隊は、イラク人道復興支援特措法成立までの間に、イラク難民救援国際平和協力業務、イラク被災民救援国際平和協力活動を行った。また、03(同15)年12月からは、イラク人道復興支援特措法に基づき、陸自及び空自部隊が、困難な状況におかれた住民のため、公共施設の復旧・整備や人員・物資の輸送などの支援を行い、イラ

クの自主的な国家再建に向けた取組に寄与してきた。

自衛隊による人的貢献と外務省所管の政府開発援助(ODA)による支援は、「車の両輪」として進められ、目に見える成果が生まれており、イラクをはじめとする国際社会から高い評価を得ている。

昨年6月、政府は、ムサンナー県において応急復旧的な支援措置が必要とされる段階は基本的に終了し、イラク人自身による自立的な復旧の段階に移行したものと判断し、陸自部隊の撤収を決定した。

一方で、国連事務総長から要請のあった国連に対する空輸支援や、多国籍軍に対する空輸支援を引き続き継続するため、現在も空自部隊が活動中である。

(1) 航空自衛隊の部隊による活動

空自部隊は、03(同15)年12月以降、C-130H輸送機3機、人員約200名の派遣輸送航空隊を順次派遣して、04(同16)年3月以降、陸自派遣部隊への補給物資、医療器材など、わが国からの人道復興関連物資、関係国・関係機関が行っている人道復興関連の物資・人員などを空自C-130H輸送機により輸送してきた。

04(同16)年4月には、自衛隊法第84条の3(旧100条の8)の規定に基づく初めての邦人輸送として、サマー



クウェートにおいて航空機を整備する空自派遣隊員

ワに滞在していた報道関係の在留邦人10名を、イラクのタリル飛行場からクウェートのムバラク空軍基地まで輸送した。

陸自部隊撤収後も、国連および多国籍軍等のニーズに応えるべく活動を継続し、国連が活動するバグダッドやエルビルに対する空輸も含めて、国連および多国籍軍への支援を実施し、引き続きイラクの復興および安定に協力している。本年5月10日までの輸送実績は、輸送回数505回、輸送物資重量約524トンである。

(2) 連絡官などの派遣

イラク人道復興支援特措法やテロ対策特措法に基づく自衛隊の活動を行う上で必要な情報収集や各種調整を行うため、米国フロリダ州の米中央軍司令部やバグダッドの多国籍軍司令部に連絡官などが派遣されている²。連絡官などは、派遣先において、活動地域の情勢などの情報収集や、人員・物資の受け入れ、物資の調達・輸送などの連絡調整業務を行い、現地で活動する部隊の円滑かつ効率的な運用に寄与している。現在は米中央軍司令部に統合幕僚監部(統幕)が連絡官を派遣している。また、バグダッドなどの多国籍軍司令部には空自が連絡班を派遣している。

(3) 陸上自衛隊の部隊の撤収

昨年6月20日、政府は、イラク・ムサンナー県における、復興・治安の両面において、応急復旧的な支援措置が必要とされる段階は基本的に終了し、国際社会と連携してのイラク国民の復興努力の支援という陸自の活動目的を達成したと判断し、同地で活動する陸自部隊を撤収することを決定した。

これを受け、同年6月27日、防衛庁(当時)・自衛隊は、陸自部隊の撤収に必要な輸送調整などの業務を行うため、後送業務隊³(約100名)をサマーワ及びクウェートに派遣し、後送業務を開始した。同年7月25日、第10

2) 米中央軍司令部に所在する「不朽の自由作戦(OEF)」および「イラクの自由作戦(OIF)」に参画する約60か国の連絡官からなるコアリション・グループに、統幕から2名の自衛官が派遣されている。

3) 陸自部隊の撤収に伴う後送業務(検数・検量、通関、洗浄、燻蒸(くんじょう)など)を行う部隊

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

イラク人道復興支援活動に従事した隊員の声（Ⅰ）

イラク人道復興支援派遣輸送航空隊飛行隊1等空尉 ひぐちみどり 樋口美登里（現所属：第1輸送航空隊第401飛行隊）

2歳の息子を残して、私が中東の地で任務に従事できたのは、家族の支えがあったからこそだと思います。同じ飛行隊には4回目の派遣隊員もいますが、彼らもまた、家族の支えがあってこそ、任務に従事することができているのだと思います。今回の派遣を通じて、このことを強く感じることができました。

派遣中、私は、C-130H輸送機の副操縦士として機長を補佐し、飛行中の脅威を見つけることおよび管制機関との交信などを担当しました。クルーと共に緊張の連続でしたが、派遣前に十分な訓練を行ったおかげで、万一の事態が発生した場合にも対処できる自信はありました。

機長は、運航クルーのリーダーとして、あらゆる状況を想定しつつ、クルー全員の安全の確保に集中しており、身体的、精神的負担は計りしれません。私は副操縦士として、その負担を少しでも軽くできればと努力しました。次の目標は、大きくなった息子からの応援と家族の支えを得ながら、クルーのリーダーである機長として、国際平和協力活動の先頭に立つことです。



4か月ぶりの再会を喜ぶ
樋口1等空尉

同 業務隊施設小隊2等空曹 はしくち わたる 橋口 渉（現所属：第3術科学校業務部施設課）

イラクで活動中の橋口2等空曹

「暑っ！」これが砂漠の国の第一印象でした。イラクに派遣中の4か月間、日本では、まず体験できないことに遭遇する毎日でした。朝、太陽が昇ると外気温はぐんぐん上がり40℃を越えます。激しい砂嵐で、時には5メートル先も見えない状態で、「砂漠で遭難？」という経験もしました。

施設小隊の一員として、建物などの施設やその周辺の道路などの定期的な点検、補修、整備が私の仕事でした。事務所や宿舎など雨漏りする（！）ことなど日常茶飯事。少しの隙間などを放っておくと、たちまち部屋は砂まみれです。特に、事務所にはパソコンなどの電気製品があるため、砂が入らないようドアの隙間の点検も気が抜けません。中東の砂は、粒子がとて細かく土ぼこりのようなものです。また、必要な資材などの積み込みは、ショベルローダーやダンプがなかったため、人力や一輪車を駆使して

汗だくになりながら行いました。まさに、体力勝負です。派遣前の身体検査の意味がよく分かりました。

今回、国際貢献の最前線での任務遂行に参加でき、派遣部隊の一員としてとても充実した勤務経験を得られたと思います。チャンスがあれば、次の機会にも参加したいと思います。

次イラク復興支援群が、また同年9月9日には、後送業務隊が帰国し、約2年半に及ぶ陸上自衛隊の活動を終えた。

(図表Ⅲ-3-15 参照)



イラクからの撤収のため、民間輸送車両に積載中の陸自装備品

ア ムサンナー県における陸自部隊の活動

陸自部隊は、04（同16）年1月、第1次イラク復興支援群及びイラク復興業務支援隊を派遣して以降、約2年半にわたりサマーワにおいて医療、給水、公共施設の復旧・整備などの各種活動を行った。

派遣開始から撤収までの間、のべ約5,600人の隊員が医療、給水、学校などの公共施設の復旧・整備などの人道復興支援活動等に取り組み、ムサンナー県で生活する人々の生活基盤の整備や、雇用の創出など、さまざまな面で成果をあげた。

陸自部隊は、イラク復興の主人公はイラク国民自身であるとの認識の下、常にイラク国民に敬意を表し、誠実に、現地の人々の目線に立った活動に努め、イラク国民からの信頼と支持を得、一件の人的被害も受けることなく、無事に任務を終えた。

(図表Ⅲ-3-16 参照)

図表Ⅲ-3-1-5 陸自部隊のイラク人道復興支援活動の経緯

平成	15年			16年			17年			18年					
	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12
国連決議／プロセス	5/1 ▼ 戦闘終結宣言	7/13 ▼ イラク統治評議会発足	12/13 ▼ フセイン元大統領拘束		6/1 ▼ イラク暫定政権発足／主権移譲			1/30 ▼ イラク国民議会選挙	4/28 ▼ イラク移行政府発足	8/15 ▼ イラク憲法草案起草	12/15 ▼ 国民議会選挙		5/20 ▼ 新政権樹立		
国内		7/26 ▼ イラク特措法成立	12/9 ▼ 基本計画（派遣決定）		6/1 ▼ 基本計画変更		12/9 ▼ 基本計画延長				12/8 ▼ 基本計画延長	3/27 ▼ 統合幕僚監部発足	6/20 ▼ 陸自活動終結命令	8/1 ▼ 基本計画変更	12/8 ▼ 基本計画変更
派遣		9/14 ▼ 政府調査団	11/15 ▼ 先遣調査チーム	2/3 1/16	5/27 8/2	8/31 1/24	12/7 2/28	2/28 5/28	5/28 8/19	8/19 11/12	11/12 2/18	2/18 5/27	5/27 7/25	7/25 9/9	
				1次群 / 2次群 / 3次群 / 4次群 / 5次群 / 6次群 / 7次群 / 8次群 / 9次群 / 10次群											
				業務支援隊(1次) / 業務支援隊(2次) / 業務支援隊(3次) / 業務支援隊(4次) / 業務支援隊(5次)											
													6/26	後送業務隊	9/9

図表Ⅲ-3-1-6 陸自部隊のイラク特措法に基づく活動及び成果

諸活動等	実施内容	実績	成果
医療活動 04年2月以降	<ul style="list-style-type: none"> ○陸自派遣部隊の医官がサマーワ総合病院など4つの病院において、 <ul style="list-style-type: none"> ・現地人医師などに対し診断方法、治療方針についての指導・助言 ・わが国から供与された医療器材の使用方法の指導・助言 ○ムサンナー県の救急車搭乗員に対する技術指導 ○医薬品倉庫における医薬品の管理に関する技術指導などの医療支援 	医療技術指導 277回	<ul style="list-style-type: none"> ★基礎医療基盤の整備により、サマーワ母子病院における分娩直後の新生児の死亡率が、わが国の支援前に比べ約1/3に改善したと言われている。 ★救急医療能力が向上
給水活動 04年3月以降	<ul style="list-style-type: none"> ○サマーワ宿営地における浄水及び、給水車への配水 ODAにより宿営地近傍に設置した浄水設備が05年2月4日に稼働を開始したことに伴い、陸自派遣部隊による給水活動を終了 	合計約53,500トン を給水 延べ約1,189万人分	★安定した清潔な水へのアクセスが可能
公共施設の復旧 整備活動 04年3月以降	<ul style="list-style-type: none"> ○ムサンナー県内の学校の壁、床、電気配線などの補修 	36校	★ムサンナー県内の約1/3の学校設備が整い教育環境が改善
	<ul style="list-style-type: none"> ○現地住民が使用する生活道路の整地、舗装 	31カ所	★生活に密着した主要な道路の整備により、利便性が向上
	<ul style="list-style-type: none"> ○その他施設の補修 <ul style="list-style-type: none"> ・診療所施設（PHC: Primary Health Center） ・サマーワの養護施設、低所得者用住居 ・フルカ浄水場、ルメイサ浄水場 ・ウルク遺跡、オリンピックスタジアムなどの文化施設 	66カ所	★ムサンナー県民の生活、文化に潤い感を供与
現地雇用	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の復旧・整備に現地企業を活用 ○宿営地における通訳、ゴミ収集作業に現地住民を雇用 	1日当たり最大で1,100名強の雇用を創出（延べ約49万人程度を雇用）	



イラクにおいて給水活動を行う陸自隊員

イ 陸自部隊のイラク人道復興支援活動を効果的に実施することができた要因

陸自部隊およびその活動は、派遣先国政府を含め国内外において非常に高い評価を得ており、多くの国民の支持を得ている。これは、国防という基本的な任務を果たすために整えてきた人材や装備、日々の厳しい訓練を通じて培ってきた自衛隊の技能や経験、そしてこれまでの各種国際平和協力活動の教訓などが、十分に生かされたものであった。

特に次に示す事項は、今回の陸自部隊の人道復興支援活動を効果的に実施することができた要因であったと考えられる。

- ① 迅速かつ的確な現地情勢・ニーズの把握と適切な派遣地域の選択ができたこと。

- ② 現地のニーズに対し、自衛隊による人的貢献にODAなどを組み合わせた効果的な支援を行うことができたこと。
 - ③ 派遣隊員に対する福利厚生やメンタルヘルスのための施策に十分配慮したこと。
 - ④ サマーワの人々との交流を通じ、地元住民との良好な関係を構築することができたこと。
 - ⑤ 諸外国の防衛担当組織などとの対等で友好的な関係の構築ができたこと。
- 本年1月、国際平和協力活動が本来任務に位置付けられ、防衛省・自衛隊は、今後さらに、国際平和協力活動に主体的かつ積極的に取り組んでいくこととしており、

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

イラク人道復興支援活動に従事した隊員の声（Ⅱ）

イラク後送業務隊クウェート後送隊 2等陸佐 もちつきひろゆき 望月浩之（現所属：中央輸送業務隊）

昨年6月、2年半にわたる陸上自衛隊のイラク復興支援活動の終了を受け、我々イラク後送業務隊は“しんがり”部隊としてクウェートとサマーワへ派遣され、イラク復興支援活動で使用した車両など約200両・装備品等（約10万点）、コンテナ約600本分を日本まで後送する作戦を遂行しました。この撤収後送においては、民間輸送力を最大限に利用して現地雇用の作業員とともに、撤収作業を行いました。当初は、言葉や風俗・習慣などの違いで、作業が滞ったりしましたが、次第にコミュニケーションもとれ、現地雇用の作業員と一致団結して、最後には一つのチームとしてのまとまりができ、全ての装備品のコンテナへの積み込み、車両の洗浄が終わった時には、現場では国を問わず一体感ができたのを思い出します。



クウェートにおいて麻生外相にイラク後送業務の流れを説明中の望月2等陸佐

撤収開始時期は当初、中東の暑い時期は避けと言われていましたが、撤収が開始されたのは最も暑い時期でした。日中は、連日気温50℃を超え、その暑さの中、火傷しそうなくらい熱せられた車両の洗浄作業やコンテナへの積込作業を行いました。時には凄まじい砂嵐が起り、せっかく洗浄したばかりの車両が砂まみれというようなこともありました。約3か月におよぶ大規模な撤収後送作戦をやり遂げることができました。この間、過酷な環境の下での、ややもすると単調な整備・洗浄作業等でしたが、隊員一人ひとりが、「イラク復興支援活動の有終の美を飾る撤収後送作戦を成功させるんだ。」という強い意気込みのもと、過去イラク復興支援群が残してきた成果を汚さないように、決して事故を起こさないことを念頭に置き、細心の注意を払い行動しました。その結果、一件の事故・怪我もなく、この作戦を完遂できました。この撤収後送作戦に参加した全隊員は、最後を締めくくる本作戦に従事し、イラクの復興支援活動に少しでも貢献できたことに充実感を覚えるとともに、大きな自信と誇りを持ったと思います。

今回の活動で得た経験は、大きな成果と言える。

参照 > Ⅱ部3章1節 (P137)

4 日本の取組に対する各国等からの評価

わが国のイラクの国家再建に向けた取組に対して、イラク、その他海外から次のような評価や感謝が表明されており、現地の世論調査でも回答者の約7割が支持を表明した。

(1) イラクにおける評価

陸自部隊の撤収が決定された後の昨年6月、イラクのマーリキー首相が小泉総理（当時）と電話で会談し、「イラク政府を代表して自衛隊の活動、日本のイラク全体に対する支援に深甚なる謝意を表明する。自衛隊の活動は、イラク国民に日本について良いイメージを与えるものであった。」と述べた。

また、マーリキー首相は、安倍総理に宛てた本年3月12日付の書簡において、イラクが復興と再建の道を進めていく努力において、航空自衛隊が国連と多国籍軍のために空輸を行うことが主要かつ死活的役割を果たしており、支援の更新の検討を要請する旨述べるとともに、4

月の訪日時には、空自の活動は、我々に勇気を与えるものであり、日本のイラクへの貢献に感謝する旨述べた。

06（平成18）年の、現地サマーワ住民に対する意識調査は図表Ⅲ-3-1-7のとおりである。

(2) 国連からの評価

潘基文国連事務総長は、本年3月、安倍総理に宛てた書簡の中で「日本による空輸支援は、特にUNAMIエルビル地域事務所に対する支援上、大変重要なものとなっております。」と日本の空輸支援に対して、感謝の意を述べた。

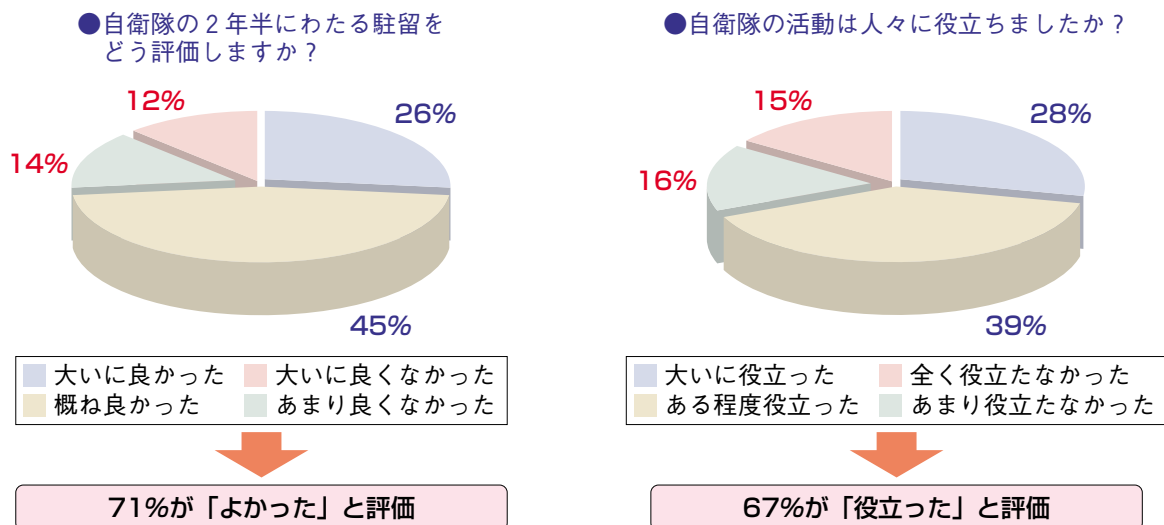
また、カジ事務総長イラク特別代表は、イラク臨時大使宛の書簡の中で、空自の支援を評価するとともに、活動の継続を要請した。

(3) 諸外国の評価

ブッシュ米大統領は、昨年6月の小泉総理（当時）との日米首脳会談において、アフガニスタンおよびイラクにおける日本の人道復興支援、ならびにインド洋において活動する各国軍に対する日本の支援を賞賛した。

また、04（同16）年7月、ライス米国务長官が訪日し、イラクおよびアフガニスタンにおける日本の貢献を高く

図表Ⅲ-3-1-7 陸自部隊の活動に対するサマーワ住民の評価



サマーワの地元紙「ウルク」と朝日新聞の共同アンケート調査（現地住民を対象）【平成18年8月下旬】

評価するとともに「日本が、イラク国民に対して素晴らしい支援を行っている」と述べた。

さらに、ラムズフェルド米国防長官（当時）は、昨年1月の額賀防衛庁長官（当時）との日米防衛首脳会談において、これまでのわが国の対応を高く評価した。また、

サウジアラビア王国の国防航空相兼総監察官のスルタン皇太子殿下は、昨年4月の小泉総理（当時）との会談において、イラクの復興と安定に対する日本の貢献を評価するとともに謝意を表明した。

3 国際テロ対応のための活動

1 国際社会の取組

01（平成13）年の米国同時多発テロ（9.11テロ）以降、国際社会は、軍事のみならず、外交、警察・司法、情報、経済などのさまざまな分野において「テロとの闘い」を続けてきている。しかしながら、アルカイダ等国際テロ組織の関与が疑われるテロ事件¹が世界各地で引き起こされるなど、テロの脅威は依然として存在しており、その撲滅には国際社会の一致した長期にわたる取組が必要

である。

中でも、アフガニスタンとパキスタンの国境地帯には、アルカイダなどの活動拠点が存在していると言われ、また、アフガニスタンが依然としてテロリストの資金源となる麻薬の生産拠点にもなっていることから、米軍をはじめとする各国は、アルカイダやタリバーン勢力の掃討作戦（「不朽の自由作戦」(OEF)）を実施している。
Operation Enduring Freedom
 （図表Ⅲ-3-1-8 参照）

図表Ⅲ-3-1-8 テロリストの拡散とOEFの概要（イメージ）



1) ロンドン（05年7月）、パリ（05年10月）、ヨルダン（アンマン、05年11月）

これらの地域では、約20か国がアフガニスタン本土におけるOEFに部隊などを派遣し、陸上での掃討作戦などテロを取り締まる活動を実施しているが、テロリストや麻薬、武器などの密輸に関与しているグループなどの一部は、山岳地帯などを經由して、海上に逃れるとともに、船舶などを利用して、中東やアフリカ、ヨーロッパ、東南アジアなど広範に移動し、活動を行っていると思われる。

このような、テロリストや武器弾薬、麻薬などの海上を經由した移動を阻止、抑止するため、インド洋において海上阻止活動（OEF-MIO）が行われており、現在、欧米諸国やパキスタン等の艦艇が活動している。これらの艦艇は、不審な船などに対する無線照会や乗船検査を行い、大量の麻薬や小銃・携帯用対戦車ロケットなどを発見・押収するなどの成果をあげている。

また、国際社会は、アフガニスタンを再びテロの温床にしないとの観点から、国際治安支援部隊（ISAF）による活動などにより、治安の維持や復興支援を行っている²。

2 わが国の取組

国際社会が一致して「テロとの闘い」を進めている中で、わが国としても、各国と連携しつつテロ対策を強化する必要があり、多様な分野での取組³を行っている。

その中でも、テロ対策特措法に基づく自衛隊の支援活動は、わが国を含む国際社会の平和および安全の確保に資するとともに、国際社会におけるわが国にふさわしい役割を果たし、国際社会のわが国に対する信頼の向上に寄与しているほか、日米の安全保障面での協力をさらに緊密かつ実効性のあるものとする上でも有意義である。

わが国は、9.11テロの発生後、早い段階から国際的なテロリズムとの闘いを自らの問題と認識し、その防止と根絶のための取り組みに積極的・主体的に寄与するとの立場をとり、01（同13）年10月には、テロ対策特措法が



インド洋上において補給活動のため、甲板作業を行う海自隊員

成立した。これを受け、同年11月以降、海自部隊はインド洋で活動している米艦艇などへの給油などを、また、空自は、米軍の物資などの輸送を協力支援活動として継続している。

これらの活動は、各国艦艇が行っているテロリストや武器弾薬等の海上を經由した移動の阻止、抑止のための活動を実施する上での基盤となるものであり、米国をはじめとする国際社会からも、高い評価を受けている。

3 テロ対策特措法と基本計画の概要

(1) テロ対策特措法の概要

テロ対策特措法は、わが国が国際的なテロリズムの防止と根絶のための国際社会の取組に積極的・主体的に寄与するため、次の事項を定めてわが国を含む国際社会の平和および安全の確保に資することを目的としている。

- ① 9.11テロ攻撃によってもたらされている脅威の除去に努めることで国連憲章の目的達成に寄与する米国をはじめとする諸外国の軍隊などの活動に対してわが国が行う措置、その実施の手続きその他の必要な事項
- ② 国連決議や国連などの要請に基づき、わが国が人道

2) 平成19年3月現在、アフガニスタンを再びテロの温床としないとの観点から、37か国がアフガニスタンの治安維持を通じて、アフガニスタン政府の支援を行なうISAFに参加している。

3) わが国は、出入国管理、テロ関連情報の収集・分析、ハイジャック等の防止対策、NBC（核・生物・化学）攻撃への対処、国内重要施設の警戒警備、テロ資金対策等の分野を中心にテロ等の未然防止に関する諸施策などを推進している。さらに、政府は04（平成16）年12月に、16項目の具体的措置を含む「テロの未然防止に関する行動計画」を策定し、紛失盗難旅客情報の国際的共有、入国規制強化、スカイ・マーシャルの導入、外国人宿泊客の本人確認強化、テロに使用されるおそれのある物質の管理強化、情報収集能力の強化等に取り組んでいる。

図表Ⅲ-3-1-9 協力支援活動として自衛隊が行う物品および役務の提供

協力支援活動として行うもの	補給	給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	搜索救助活動の実施に伴い協力支援活動として行うもの
	輸送	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	
	修理及び整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	
	医療	傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	
	通信	通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	
	空港及び港湾業務	航空機の離発着及び船舶の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類する物品及び役務の提供	
	基地業務	廃棄物の収集及び処理、給電並びにこれらに類する物品及び役務の提供	
	宿泊	宿泊施設の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	
	消毒	消毒、消毒機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供	

(注) 1 物品の提供には、武器（弾薬を含む。）の提供を含まないものとする。
 2 物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。
 3 物品の輸送には、外国の領域における武器（弾薬を含む。）の陸上輸送を含まないものとする。

的精神に基づいて行う措置、その実施の手続きその他必要な事項

同法には、自衛隊が行うことのできる活動として、①協力支援活動⁴、②搜索救助活動⁵、③被災民救援活動⁶の3つの活動が定められている。このうち、協力支援活動（搜索救助活動の実施に伴い行う諸外国軍隊などに対する協力支援活動を含む。）として自衛隊が行う物品および役務の提供の種類は、図表Ⅲ-3-1-9のとおりである。

同法は、施行の日から2年で効力を失うが、必要がある場合、別に法律で定めるところにより、2年以内の期間を定めて効力を延長することができることとされた限時法である。

政府は、国際社会による「テロとの闘い」が続いていることを踏まえ、国際テロの根絶に引き続き主体的に取り組む必要があると判断し、これまでに3回にわたり法律の効力を延長する法案を国会に提出し、可決され、現在、法律の効力は、本年11月1日までとなっている。

(2) 基本計画の概要

基本計画は、テロ対策特措法に基づきわが国が行う対応措置に関する基本方針、活動の種類・内容、実施区域の範囲などを規定したものである。政府は、インド洋での各国の活動状況を踏まえ、引き続き協力支援活動を継続する必要があると判断し、本年4月に派遣期間の延長に関する12度目の基本計画の変更を行った。

(図表Ⅲ-3-1-10 参照)

参照 > 資料49 (P436)

4) 諸外国の軍隊などへの物品・役務の提供、便宜の供與其他の措置であって、我が国が実施するものをいう。(同法3条1項1号)
 5) 諸外国の軍隊などの活動に際して行われた戦闘行為によって遭難した戦闘参加者の搜索又は救助を行う活動であって、我が国が実施するものをいう。(同法3条1項2号)
 6) 9.11テロ攻撃に関連する国連決議や国連などの要請に基づき、被害を受け又は受けるおそれがある住民など（被災民）を救援するため、人道的精神に基づいて行われる活動（食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の輸送、医療など）であって、我が国が実施するものをいう。(同法3条1項3号)

図表Ⅲ-3-1-10 テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の概要

実施事項	実施概要
協力支援活動	①補給（艦船による艦船用燃料など及び艦艇搭載ヘリコプター用燃料の艦船に対する補給） ②輸送（艦船による艦船用燃料などの輸送、航空機による人員・物品の輸送） ③その他（修理と整備、医療、（国内での）港湾業務）
搜索救助活動	協力支援活動又は被災民救援活動を行う自衛隊の部隊などが遭難者を発見し、又は、遭難者の搜索救助を米軍などから依頼された場合には、インド洋とその上空に属する、協力支援活動、被災民救援活動を行う区域の範囲で搜索救助活動
被災民救援活動	国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）からの要請に基づく、生活関連物資のUNHCRへの提供

4 自衛隊の活動

(1) 海上自衛隊の部隊による被災民救援活動と協力支援活動

ア 被災民救援活動

海自部隊は、テロ対策特措法に基づく被災民救援活動として、護衛艦「さわぎり」、掃海母艦「うらが」で、生活関連物資をパキスタン・カラチ港まで輸送し、01（平成13）年12月12日から2日間で、約200トンのテント、毛布などの救援物資⁷を国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）⁸ 現地事務所へ引き渡した。
United Nations High Commissioner for Refugees

イ 協力支援活動

01（同13）年9月19日の「米国における同時多発テロへの対応に関する我が国の措置」に基づき派遣された護衛艦「くらま」、「きりさめ」と補給艦「はまな」の3隻

は、情報収集活動に引き続き、01（同13）年12月から、協力支援活動として、インド洋で米海軍艦艇への洋上補給などを開始した。その後、補給艦「とわだ」と被災民救援活動に従事した護衛艦「さわぎり」がそれらに合流し、02（同14）年1月29日からは、英海軍艦艇への洋上補給などを開始した。

当初、協力支援活動としての艦船用燃料の提供は、米英軍に限定していたが、「テロとの闘い」における作戦遂行の効率性を高めるため、逐次、燃料補給の対象国⁹を拡大し、本年3月末現在、11か国となっている。

また、04（同16）年10月の基本計画の変更以降、艦船用燃料に加えて艦艇搭載ヘリコプター用燃料および水の補給を開始した。

活動開始から海自部隊が協力支援活動として行った補給活動は、昨年11月、700回に達し、本年4月12日現在744回である。

（図表Ⅲ-3-1-11 参照）

(2) 航空自衛隊の部隊による協力支援活動

空自部隊は、第1輸送航空隊（小牧基地）所属のC-130H輸送機をもって、01（同13）年11月29日から在日米軍基地間の国内輸送を、また同年12月3日から在日米軍基地とグアム方面などとの間の国外輸送を開始した。

輸送支援は、主にC-130H輸送機で行っていたが、在日米軍基地間の国内輸送に、02（同14）年以降、C-130H輸送機に加え、C-1輸送機の使用を開始し、04（同16）年以降は、C-1輸送機のみで国内輸送を行っている。

これら輸送支援で、主として米軍の航空機用エンジン、部品、整備器材、衣料品などの物資を輸送している。

活動開始から空自部隊が協力支援活動として行った輸送は、本年1月末で、345回（国外15回、国内330回）に達した。

7) テント（1,025張）、毛布（18,500枚）、ビニールシート（7,925枚）、スリーピングマット（19,980枚）、給水容器（19,600個）の総トン数約200トン

8) 難民が国際的保護を受けられるよう支援し、また、その自発的帰還、現地での定住、第3国での定住を支援することで難民問題の解決を図るための機関

9) 米英国に加え、03（平成15）年にドイツ、ニュージーランド、フランス、イタリア、オランダ、スペイン、カナダ、ギリシア、04（同16）年にパキスタンと交換公文を締結し11か国となった。これらの交換公文は、わが国が支援対象国に対して行う協力支援活動が、テロ対策特措法に基づくものであることが明記されており、また、わが国が協力支援活動として提供する物品については、テロ対策特措法の目的に合致して適切に使用されるべきこと、また、わが国の事前の同意を得ないで第三者に移転してはならないことを支援対象国に対して繰り返し説明し、各国とも了解している。

図表Ⅲ-3-1-11 艦艇派出状況表（昨年7月から本年6月まで）

年・月	18年						19年					
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
補給艦	おうみ	→ ☆8/7帰国										
	ましゅう	→ ☆12/22帰国										
	とわだ	11/12派遣★ ← → ☆4/26帰国										
	はまな	3/15派遣★ ←										
護衛艦	いなづま	→ ☆8/7帰国										
	さざなみ	→ ☆12/21帰国										
	まきなみ	11/12派遣★ ← → ☆4/26帰国										
	すずなみ	3/14派遣★ ←										
指揮官	第8護衛隊司令						第2護衛隊司令			第3護衛隊司令		

5 日本の活動に対する評価

わが国の国際テロ対応のための活動に対し、カルザイ・アフガニスタン大統領は、04（平成16）年9月、国連総会の場において「アフガニスタンの国民を代表して、部隊やさまざまな資源を提供してくれた全ての国、特に米国、日本、ドイツ、英国、カナダに対して、感謝申し上げる。」との旨の演説を行ったほか、昨年7月5日に行われた衆議院テロ・イラク特別委員会委員との懇談において、「海上自衛隊の活動は、作戦行動全体にとって不可欠な役割を担っていると考えている。これらの活動はアフガニスタン一国のみならず国際社会全体にとって有益

である。」と評価した。

また、昨年1月にロンドンで行われたアフガニスタン復興に関する国際会議において、カルザイ・アフガニスタン大統領、ブレア英首相、ライス米国務長官は、それぞれのスピーチの中で日本に言及し、わが国の支援を評価した。

なお、わが国の支援活動への感謝と国際社会への貢献に対する評価の表れとして、05（同17）年7月に海自の練習艦隊が遠洋練習航海でフランスを訪問した際、仏海軍から無償での燃料の供与がなされた。

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

インド洋における協力支援活動に連絡官として従事した隊員の声

海上自衛隊 | 2等海佐 | まえだ よしのり 前田嘉則 (現所属：防衛研究所)

ペルシャ湾中西部に浮かぶ奄美大島とほぼ同じ大きさの島国、イスラム教国バーレーンにある米海軍第5艦隊司令部が海上自衛隊バーレーン連絡官の勤務場所です。連絡官が勤務するF2C2 (Friendly Forces Coordination Center: 連合国作戦調整所) には15か国から連絡官が派出され、テロ撲滅のための海上阻止活動 (OEF-MIO) に関する情報交換や作戦調整を実施しています。テロ撲滅作戦に従事する各国艦艇が効率的にOEF-MIOを実施するために海自補給艦による継続した燃料補給は不可欠です。米海軍第5艦隊司令部は、米国以外の連合国艦艇が使用する燃料の40%を提供する海自の協力支援活動を「国際テロリストがテロ活動あるいはテロを支援する場所としての海洋環境利用を抑止するため各国艦艇部隊が実施する海上阻止作戦への貢献は極めて大きい」と高く評価しています。私は平成18年2月から14か月間、連絡官として勤務しましたが、その間、約160回の協力支援活動 (洋上補給) の調整を行いました。調整の相手は、米海軍後方部隊とOEF-MIOに艦艇を派出している英国、フランス、イタリア、オランダ、ドイツ、カナダ、パキスタンなどの連絡官です。広いインド洋を行動する海自補給艦と各国海軍艦艇が調整どおりに洋上で会合し、洋上給油を無事終了時、各国連絡官から日本の支援に対して「ありがとう」と笑顔で答えてくれるのが、気温45度を越えるアラブの地での厳しい調整業務を支えてくれます。各国連絡官と、海自の協力支援活動についてより良い方向を話し合うのも任務の一つです。パキスタンはイスラム国家として初めてOEF-MIOに参加し、継続的に艦艇と航空機を派出しています。パキスタンからはイムティアズ海軍少佐が連絡官として派出され、一緒にF2C2で勤務した友人です。パキスタンは英国で建造されたガスタービン艦を6隻保有し、北アラビア海に交代で派出しテロ撲滅作戦に参加しています。彼は、私の帰国直前のF2C2ミーティングで海自の支援に感謝を表明するとともに昨年4月から8月にかけてOEF-MIOの指揮をとったパキスタン海軍イクバル少将からの「日本のパキスタン海軍への艦艇用燃料、航空用燃料、乗員の生活を維持する真水 (飲料水) の補給に感謝する。パキスタン軍艦はガスタービンエンジンを運転するために高品質の艦艇用燃料が必要であり、ほぼ100%を海自補給艦に依存している。パキスタンが国家としてOEF-MIOに参加できるのは日本の継続した支援があるためと言って過言ではない。」とのメッセージを各国連絡官に伝えました。バーレーン連絡官の任務は厳しい環境下、洋上で行動する海自部隊の協力支援活動を間違いなく実施するための「緑の下の力持ち」的存在ですが、わが国の支援活動が円滑に実施されていることを各国連絡官から確認し、それを洋上で汗を流している艦艇乗員に伝えることが最大の喜びでもあります。



パキスタン海軍艦艇で、連絡調整業務にあたる前田2佐 (右)

4 国連平和維持活動（PKO）などへの取組

国際連合（国連）は、地域紛争への対処として、停戦合意成立後の紛争の再発防止のため、停戦や選挙実施の監視、復興・復旧援助などの国連平和維持活動（PKO）を行っており、本年4月末現在、アフリカ・中東を中心として15か所に展開している。

参照 > 資料4 (P379)

また、紛争や大規模災害などによる被災民などに対して、人道的な観点や被災国内の安定化などの観点から、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）などの国際機関や各国により、救援や復旧活動が行われている。

わが国は、これらの国連を中心とした国際社会の平和

と安定を求める努力に対し、日本の国際的地位と責任にふさわしい協力を行うため、資金面だけではなく、人的な面でも協力をしている。

防衛省・自衛隊は、国際的な安全保障環境の改善のため、このような活動に対して部隊などを派遣し、国際平和協力業務に積極的に取り組んでいる。

1 国際平和協力法の概要など

92（平成4）年6月に成立した国際平和協力法は、①国連平和維持活動¹、②人道的な国際救援活動²および③国際的な選挙監視活動³の3つの活動に対し適切かつ迅速な協力を行うための体制を整備し、もってわが国が国連を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的としている。

また、同法では、国連平和維持隊への参加にあたっての基本方針（いわゆる参加5原則）が規定されている。

なお、同法では、当初自衛隊の部隊による平和維持隊のいわゆる本体業務³については、「凍結」されていたが、平和維持隊の後方支援業務における着実な実績と経験に基づく、国内外の期待の高まりを受け、01（同13）年12月の国際平和協力法改正により、凍結されていた平和維持隊本体業務への部隊参加が解除された。



（図表Ⅲ-3-1-12・13 参照）



木村防衛副大臣から隊旗を授与される
第23次ゴラン高原派遣輸送隊長 豊田3等陸佐

- 1) 国連決議に基づき、武力紛争当事者間の武力紛争再発防止に関する合意の遵守の確保その他紛争に対処して国際の平和と安全を維持するために国連の統括の下に行われる活動
- 2) 国連決議又はUNHCRなどの国際機関の要請に基づき、紛争による被災民の救援や被害の復旧のため、人道的精神に基づいて国連その他の国際機関又は各国が行う活動
- 3) ①武力紛争の停止の遵守状況、軍隊の再配置、撤退、武装解除の監視、②緩衝地帯などにおける駐留、巡回、③武器の搬入・搬出の検査、確認、④放棄された武器の収集、保管、処分、⑤紛争当事者が行う停戦線などの境界線の設定の援助、⑥紛争当事者間の捕虜交換の援助を、いわゆる「本体業務」と呼んでいる。

図表Ⅲ-3-1-12 国連平和維持隊への参加にあたっての基本方針（参加5原則）

 	1 紛争当事者間で停戦の合意が成立していること
	2 当該平和維持隊が活動する地域の属する国を含む紛争当事者が当該平和維持隊の活動及び当該平和維持隊へのわが国の参加に同意していること
	3 当該平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的な立場を厳守すること
	4 上記の原則のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、わが国から参加した部隊は撤収することができること
	5 武器の使用は、要員の生命等の防護のために必要な最小限度のものに限られること

図表Ⅲ-3-1-13 自衛隊による国際平和協力業務

期 間	国際平和協力業務 (業務区分)	地 域
92年 9月～ 93年 9月	カンボジア (国連平和維持活動)	東南アジア
93年 5月～ 95年 1月	モザンビーク (国連平和維持活動)	アフリカ
94年 9月～ 94年12月	ルワンダ (人道的な国際救援活動)	アフリカ
96年 2月～	ゴラン高原 (国連平和維持活動)	中 東
99年11月～ 00年 2月	東ティモール (人道的な国際救援活動)	東南アジア
01年10月	アフガニスタン (人道的な国際救援活動)	中央アジア
02年 2月～ 04年 6月	東ティモール (国連平和維持活動)	東南アジア
03年 3月～ 03年 4月	イラク (人道的な国際救援活動)	中 東
03年 7月～ 03年 8月	イラク (人道的な国際救援活動)	中 東
07年 3月～	ネパール (国連政治ミッション)	南アジア

赤太枠：現在活動中の国際平和協力業務

2 国連ネパール政治ミッション (UNMIN)

United Nations political mission in Nepal

(1) UNMIN設立の経緯

ネパールでは、96（平成8）年、マオイスト（ネパール共産党毛沢東主義派）が国王からの政権奪取を目的とした武装闘争を開始し、以来約10年にわたり内戦が続いてきた。昨年5月、新政権が誕生し、政府とマオイストは累次和平交渉を行い、同年6月、両者の間で、国連に対しネパール国軍及びマオイストの武器および兵士の管理の監視を行うよう要請することなどの8項目の合意が成立した。両者は、同年11月には、本年6月半ばまでの制憲議会選挙の実施、このために国連がネパール国軍およびマオイストの武器および兵士の管理の監視を行う枠組みなどを内容とする「恒久平和の実現に向けた合意文書」に署名、その後、紛争終結を含む包括和平合意が成立した。

ネパール政府からの要請を受け、本年1月24日（ニューヨーク時間23日）、国連安保理において、以下を主任務とするUNMINの設立を決定する国連安保理決議第1740号が全会一致で採択された。UNMINの設置期限は来年1月22日となっている。

- 包括和平合意の規定に従った武器及び兵士の管理の監視
- 共同監視調整委員会（JMCC）を通じた武器および兵士の管理に関する合意の履行に関する支援
Joint Monitoring Coordinating Committee
- 停戦合意の監視に関する支援
- 制憲議会選挙の計画、準備及び実施のための技術的支援の提供
- 選挙過程のすべての技術的視点を検討するとともに選挙行為について報告するための小規模な選挙監視チームの提供

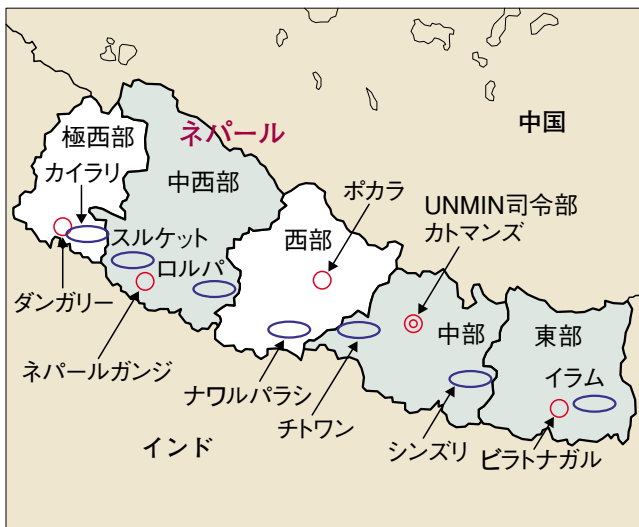
(2) UNMINへの派遣の経緯など

ネパールは中国とインドに挟まれた要衝に位置し、同国の安定は、周辺地域全体の安定にとっても重要である。また、いわゆる破綻国家がテロリストの温床となり、国際的に影響を与える可能性があることなどを踏まえれば、同国を巡る平和と安定を求める崇高な努力が行われている中で、わが国が、アジアの一員として、資金面だけでなく人的にも貢献を行うことは重要である。

わが国は、国連から、同ミッションへの軍事監視要員の派遣を要請され、本年3月27日、閣議により派遣を決定し、3月30日から陸上自衛官6名を派遣している。

(図表Ⅲ-3-1-14 参照)

図表Ⅲ-3-1-14 国連ネパール政治ミッションにおける軍事監視要員配置場所



- セクター司令部
 - マオイストキャンプが所在する郡
- 東部・中部・中西部にそれぞれ2名ずつ配置

(3) 派遣隊員の活動

派遣隊員は、UNMINにおいて、ネパール国内5か所の各地域の司令部、7か所のマオイストキャンプ及びネパール国軍の兵舎において、武器および兵士の管理の監視を行っている。

今般のUNMINへの軍事監視要員の派遣にあたっては、国連の規定に従い、武器は携行していない。また、今までの自衛官の派遣が部隊とともに停戦監視要員や司令部要員として派遣されたのとは異なり、軍事監視要員のみが個人単位で派遣されている。



国連ネパール政治ミッションにおいて活動中の石橋2等陸佐（左端）

3 ゴラン高原国際平和協力業務

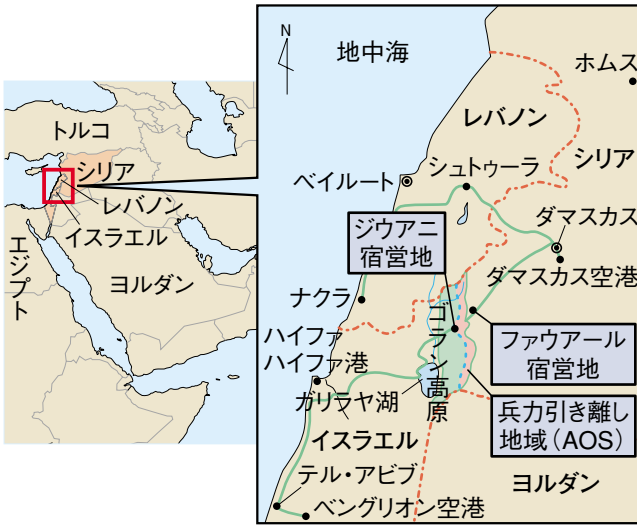
(1) UNDOFへの派遣の経緯など

ゴラン高原の国連兵力引き離し監視隊 (UNDOF) は、United Nations Disengagement Observer Force 停戦に合意したシリアとイスラエルの間に設定された兵力引き離し地域 (AOS) に展開し、Area of Separation 両国間の停戦監視および兵力引き離しなどに関する合意の履行状況の監視を任務とする国連平和維持活動であり、自衛隊はこの活動の中で後方支援活動を実施している。

(図表Ⅲ-3-1-15・16 参照)

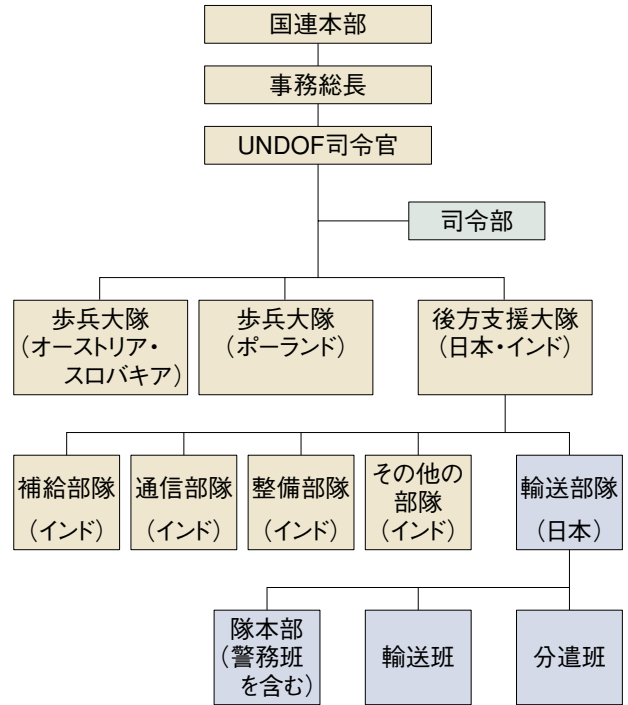
本活動への参加は、中東和平のための国際的努力に対するわが国の人的な協力としての意義を有しているほか、国際平和協力活動にかかわる人材養成としての意義も有する。

図表Ⅲ-3-1-15 ゴラン高原周辺図



(注) 〓は輸送部隊の主要なルート

図表Ⅲ-3-1-16 UNDOFの組織



政府は95（平成7）年12月、自衛隊の部隊などのUNDOFへの派遣を決定し、96（同8）年2月に、第1次ゴラン高原派遣輸送隊43名がカナダの輸送部隊と交代した。以来、約6か月交代で部隊を派遣し、本年5月末現在、第23次ゴラン高原派遣輸送隊が派遣されている。

(2) 自衛隊の活動

派遣輸送隊は、UNDOFの活動に必要な日常生活物資などを、イスラエル、シリア、レバノンの港湾、空港、市場などから各宿営地まで輸送しているほか、雨や雪でぬかるみ状態になる道路の補修や、標高2,800メートルを超える高原地帯での除雪作業などの後方支援業務を行っている。さらに、昨年3月からカナダ隊に代わって任務についたインド部隊などと同一宿営地に居住し、隊員の給食業務などを共同で行っている。

空自は、派遣輸送隊に対する物資輸送のため、C-130H輸送機やU-4多用途支援機を半年に1度の割合で派遣している。

UNDOFの司令部には、自衛官2名が派遣され、輸送などの後方支援分野に関する企画・調整やUNDOFの活動に関する広報や予算関連の業務を行っている。司令部要員は、おおむね1年ごとに交代しており、本年5月末現在、第12次の司令部要員がUNDOFの司令部に派遣されている。

わが国からのUNDOFへの派遣期間は、当初、2年をめぐとされていたが、国連からの強い要請、わが国要員の活動に対する国連や関係国からの高い評価、中東和平への人的協力の重要性などを考慮し現在も派遣を継続しており、これまでの間に、23個輸送隊、延べ約1,000人の隊員を派遣し、貢献を重ねてきている。

ここで得られた経験は、ほかのPKOやイラク復興支援活動などの基盤を育成してきたと言える。

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）で勤務している隊員の声

第23次ゴラン高原派遣輸送隊

2等陸曹

くどうなおや
工藤直也

私は、シリアに所在するファウアール宿営地において、分遣班補給兼衛生陸曹として勤務しています。

勤務内容は主に駐屯地の燃料、糧食納品検査、外来調整（宿泊調整）、そして日本隊の補給品などの管理および隊員の健康管理や救護をすることです。現在一番大変だと感じていることは、業務中の会話です。他国の軍人と調整するために必要な英会話はもちろんのこと、私の主業務とも言える燃料受領では簡単なアラビア語会話を必要とします。現地のシリア人業者はほとんどの人がアラビア語しか話しません。毎日、身振り手振りを加えてのコミュニケーション図っていますが、時にはジェスチャーでもコミュニケーションが取れず、指定された時間に燃料や物品が到着しなかったり、現地によく使われる「シュワイ、シュワイ（まあまあ）」という手を^{すぼ}萎めたジェスチャーで燃料の量をごまかされそうになったりと、悩まされることが多々あります。しかし、同僚隊員の助けのおかげもあり、何とか任務を果たすことができています。



UNDOFファウアール宿営地（シリア）で業務調整中の工藤2等陸曹

今の勤務を通じて、人というのは言葉やジェスチャーが通じなくても、気持ちは不思議と伝わるのが分かりました。私たちは、シリアとイスラエルの平和のため、世界の平和のため、ひいては日本の平和のために今ここで勤務しています。われわれの平和を願う気持ちも、きっと現地の人々に伝わっているものと信じています。

ここでの勤務はさまざまな苦楽はありますが、世界の舞台で活躍することができ、とても充実した毎日を送っています。今後も、わが国および国際社会の平和のために、一生懸命がんばっていきたいと思います。

4 国連平和維持活動局への自衛官の派遣

00（平成12）年、国連は、国連平和維持活動を含む平和活動に関するあらゆる問題の見直し・検討を行うために国連平和活動検討パネル⁴を設置した。このパネルで、国連本部の平和維持活動支援能力を強化するため、平和

維持活動局（国連PKO局）の人員増強などが勧告されたことを受け、国連は同局職員の増員を行った。

これらを踏まえ、国連が行う国際平和のための努力に積極的に寄与するとの観点から、01（同13）年11月、国連PKO局に防衛庁の職員を派遣するため「国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律（平成7

4) 00（平成12）年、アナン国連事務総長（当時）より、平和活動に関する国連の能力強化のための方策について勧告を行うよう要請を受けて設置された検討パネルをいう。委員は、ブラヒミ元アルジェリア外相（委員長）、志村津田塾大学学長ほか全10名で構成

年法律第122号)」(当時)(防衛庁派遣職員処遇法(当時))が改正され、02(同14)年12月から、陸上自衛官1名を、米国にある国連PKO局軍事部軍事計画課に派遣し、04

(同16)年6月に設置された国連ハイチ安定化ミッション(MINUSTAH)の方針や計画策定などに参画するなど活躍している。

5 国際緊急援助活動への取組

防衛省・自衛隊は、人道的な貢献や国際的な安全保障環境の改善の観点から、国際緊急援助活動に積極的に取り組んでいる。

このため、平素より陸・海・空自衛隊に対して事前に作成した計画に基づき、任務に対応できる態勢を維持させている。また、派遣に際しては、被災国政府などからの要請内容、被災地の状況などを踏まえ、陸・海・空自衛隊の機能・能力を活かした国際緊急援助活動を積極的に行っている。

(図表Ⅲ-3-1-17 参照)

参照 > 資料50 (P439)

1 国際緊急援助隊法の概要など

わが国は、87(昭和62)年に「国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和62年法律第93号)」(国際緊急援助隊法)を施行し、被災国政府又は国際機関などの要請に応じて国際緊急援助活動を行ってきた。

92(平成4)年、国際緊急援助隊法が一部改正され、自衛隊が国際緊急援助活動や、そのための人員や機材などの輸送を行うことが可能となり、これ以来、自衛隊は、現地で移動、宿泊、給食、給水、通信、衛生などの支援が受けられない場合でも、その装備や組織、平素からの訓練などの成果を活かし、自己完結的に救助活動、医療活動などの国際緊急援助活動を行う態勢を維持してきた。

2 自衛隊が行う国際緊急援助活動と自衛隊の態勢

自衛隊が行う国際緊急援助活動は、個々の災害の規模や態様、被災国政府又は国際機関からの要請内容など、その時々状況により異なったものになる。しかし、これまでの国内での各種災害派遣の実績から見て、

- ① 応急治療、防疫活動などの医療活動

図表Ⅲ-3-1-17
自衛隊による国際緊急援助活動など

期 間	国際緊急援助活動など	地 域
98年11月～ 98年12月	ホンジュラスのハリケーンに際しての国際緊急援助活動	中南米
99年 9月～ 99年11月	トルコ北西部地震に際しての国際緊急援助活動に必要な物資の輸送	中近東
01年02月	インド地震に際しての国際緊急援助活動	南アジア
03年12月～ 04年01月	イラン南東部地震に際しての国際緊急援助活動に必要な物資の輸送	中 東
04年12月～ 05年03月	インドネシア・スマトラ島沖大規模地震及びインド洋津波に際しての国際緊急援助活動	東南アジア
05年 8月	ロシア連邦カムチャッカ半島のロシア潜水艇事故に際しての国際緊急援助活動	北太平洋
05年10月～ 05年12月	パキスタン等大地震に際しての国際緊急援助活動	南アジア
06年 6月	インドネシア・ジャワ島中部地震に際しての国際緊急援助活動	東南アジア

- ② ヘリコプターなどによる物資、患者、要員などの輸送活動

- ③ 浄水装置を活用した給水活動

などの協力や、自衛隊の輸送機・輸送艦などを活用した人員や機材の被災地までの輸送を行うことができる。

陸自は、医療、輸送の各活動やこれらに給水活動を組み合わせた活動をそれぞれ自己完結的に行えるよう、各方面隊が6か月ごとに持ち回りで任務に対応できる態勢を維持している。

また、海自は自衛艦隊が、空自は航空支援集団が、国際緊急援助活動を行う部隊や同部隊への補給品などの輸送ができる態勢を維持している。

3 インドネシア・ジャワ島中部地震に際しての国際緊急援助活動

昨年5月27日に、インドネシア・ジャワ島中部で発生した大規模地震により、震源に近いジョグジャカルタ特別州の南部では、ほとんどの建物が倒壊し、多くの死傷

者が出るなどの大きな被害が生じた。

同月29日、インドネシア政府からの要請を受け、外務大臣から防衛庁長官（当時）に対し、国際緊急援助隊法に基づく協力を求める協議が行われ、国際緊急援助活動を行うため、自衛隊を現地に派遣した。

被災地の山間部などでは、医師が少なく、医療のニーズがあったことから、派遣された自衛隊は医療支援を実施し、延べ約3,800名を診療するとともに、約1,700名への予防接種、4,300㎡の防疫を実施した。

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

内閣総理大臣による国際平和協力活動に従事する自衛隊部隊の視察

本年4月下旬から5月上旬にかけて、中東5か国を歴訪した安倍内閣総理大臣は、現職の首相として初めて、インド洋、イラクなどで国際平和協力活動に従事する海・空自部隊を視察した。

4月29日、アラブ首長国連邦を訪問した安倍内閣総理大臣は、テロ対策特別措置法に基づきインド洋で補給活動を行う海自部隊を視察。補給艦「はまな」および護衛艦「すずなみ」の隊員約320名を前に、「アフガニスタンのカルザイ大統領が、『海上自衛隊の活動は、不可欠な役割を担っている』と述べている。」「諸官らの活動は国際的にも高い評価を得ており、最高指揮官として誇りに思う。」旨、訓示した。



インド洋に派遣されている補給艦「はまな」艦上で、海自隊員を巡閲する安倍内閣総理大臣〔内閣広報室〕



クウェートのアリ・アルサレム基地で空自隊員に見送られる安倍内閣総理大臣

続いて、5月1日、クウェートを訪問し、イラク復興支援特別措置法に基づきアリ・アルサレム基地を拠点として活動する空自部隊を視察。約210名の隊員を前に、「500回近くに上る運航を無事故で達成できたのは全隊員が一丸となった努力の賜」[イラクの青藍あざのの天空を貫き、国連や多国籍軍への支援を通じ、わが国の代表として、イラクの復興に引き続き大きく貢献してくれると確信している。]「イラク復興支援という1ページを、日本の歴史に輝かしい足跡として残すのは自分たち、このことを胸に刻み、引き続きイラク復興のため、任務に邁進して欲しい。」と訓示した。